

— 身体的拘束最小化の指針 —

1.身体拘束やその他の行動制限の最小化に関する基本的な考え方

(1) 理念

身体拘束やその他の行動制限（以下「身体的拘束等」という。）は、患者様の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があり、尊厳ある生活を阻むものである。

当院では患者様の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束の原則禁止に向けた意識を持ち、患者様の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、患者様の身体拘束をしない診療・看護の提供に努めます。

(2) 身体的拘束等に該当する具体的な行為

身体拘束等の具体的な内容としては、次のような行為が該当する。

1. 徘徊しないように、車いすや椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等でしばる。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等でしばる。
3. 自分で降りられないように、ベッドを4点柵で囲み柵をすべてひも等でしばる。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等でしばる。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように 手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車いす・椅子からずり落ちたり立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
7. 脱衣やオムツ外しを制限する為に、介護衣(つなぎ服)を着せる。
8. 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッド等に体幹や四肢をひも等でしばる。
9. 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰（3剤以上）に服用させる。

<注意>

身体的拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、身体に重度の障害のある人に対して、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではない。身体的拘束か否かは、目的に応じて適切に判断する必要がある。

(障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き：厚生労働省)

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束等を行う必要を生じさせないため、日常的に以下のことに取り組む。

- ①患者様主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ②言葉や応答等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

患者様の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くために対策を実施する。

(4) 緊急・やむを得ず身体拘束等を行う3要件

患者様または他の患者様等の生命または身体を保護するための措置として緊急・やむを得ず身体拘束等を行う場合については、身体的拘束等による心身の損害（影響）よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、次の3つの要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行い、患者様・ご家族への説明同意を得た上で例外的に必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

身体的拘束等を行った場合は、その状況について経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除するよう努力するものとする。

ア 切迫性

患者様または他の患者様等の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

イ 非代替性

身体的拘束等を行う以外に代替する方法がないこと

ウ 一時性

身体的拘束等が一時的であること（長期にわたらないこと）

2.身体的拘束等最小化のための組織

身体的拘束最小化のため、次の取り組みを継続的に実施して維持、強化する。

(1) 身体的拘束最小化チームを認知症ケア委員会の中に設置し検討会を行う

当院で身体的拘束最小化を目指すための取り組み等の確認、改善を検討する。

委員会は月に1回の頻度で開催する。

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討する。

(2) 委員会の構成

- ・医師
- ・看護師

(3) 委員の役割

身体的拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。身体的拘束等に関する職員全体への指導、拘束がもたらす弊害を正確に認識する。患者等の尊厳を理解し、患者様の疾病、障害等による特徴の理解・心身の状態を把握し基本的ケアに努め患者様とのコミュニケーションを十分にとる。医師との連携・患者様、ご家族への説明を行い適正な身体的拘束が実施できており正確な記録ができるよう指導する。

3.身体的拘束に関する記録

緊急やむを得ない理由から実施している場合には、身体的拘束の実施状況や患者様の日々の状態（時間や状況の様子）を記録し、適正に実施され解除に向けた確認を行う。

4.身体的拘束最小化のための研修

身体的拘束最小化のための研修を、医療従事者向けに定期的を実施する。
研修の実施にあたっては、研修主催者が実施日・実施場所・研修名・内容（研修概要）を記載した記録を作成する。

2025年4月